

## 今後の撤去実施に伴う一次撤去マニュアル修正（骨子案）について

### § 1. 全体管理マニュアル

頁	修 正 部 分	修 正 骨 子 案
1-3	<p>4. 撤去計画基本条件</p> <p>4-2 (場内撤去現場配置) 場内撤去現場の施設配置図を図1-3に示す。 撤去現場は、「撤去範囲（A1エリア、A2エリア）」、「洗車ヤード」、「積込待機ヤード」、「積込ヤード」、「洗車待機ヤード」からなる。</p> <p>4-6 (運搬ルート) 運搬ルート（撤去現場～受入先）は、以下のとおりである。            ①撤去現場より県道181号線を北方面に進み、            ②道前T字路を右折、国道104号線を東方面へ進み、            ③三戸町川守田立体交差点より国道4号線へ入り、            ④青森市内へ 走行距離は、片道で約155km、想定走行時間は約3.5時間である。</p>	<p>廃棄物選別ヤードを加える。（場内施設配置図に追加する。）</p> <p>新たな受入先までの運搬ルートを加える。</p>
1-4	<p>4-7 (受入先)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入先：青森リユース・アブル・エナジー・リサイクリング 株式会社</li> <li>・住 所：青森市大字戸門字山部28番地8</li> <li>・受入量：210t／日</li> </ul> <p>なお、上記以外の受入先については、今後、中間処理するための必要な条件を満たす施設ができた時点での検討するものとする。</p>	<p>新たな受入先を加える。</p>
1-9	<p>5. 関係者の責務等</p> <p>表1-4 廃棄物一次撤去事業における県及び関係者の係わり (運搬ルートを市町村域内に含む関係市町村) (八戸地域県境不法投棄問題対策協議会)</p>	<p>市町村の新設合併・編入合併に伴い整理する。</p> <p>新たな受入先までの運搬ルートを域内に含む関係市町村を加える。</p>

§ 2. 掘削・積込マニュアル

頁	修 正 部 分	修 正 骨 子 案
2-4	<p>5. 積込手順        5-1 (積込方法)        掘削した廃棄物は、性状等（含水率、粗大なものの有無等）を確認しながら積込することとし、運搬車両への廃棄物の付着低減に配慮する。        積み込み作業は、過積載のないよう管理する。</p> <p>図 1-3 廃棄物積込作業図</p>	廃棄物選別ヤードの設置に伴い整理する。

§ 4. 運搬マニュアル

頁	修 正 部 分	修 正 骨 子 案
4-6	<p>5. 運搬時間        5-1 (運搬時間)        国道104号線を走行する廃棄物運搬車両の運搬時間は、登校時間後とする。        【解説】        (運搬時間)        国道104号線の運搬ルートの一部は、生徒の通学路となっている。そのため、運搬時間は登校時間後とし、原則午前9時以降とする。</p> <p>表 4-1 廃棄物運搬タイムテーブル</p>	新たな受入先への運搬等に対応して、必要に応じ登校時間後の運搬時間を繰り上げる。（別紙「田子町長からの要請」参照） グループ数の増減（固体物系の増、水分系の終了）に伴い、タイムテーブルを整理する。
4-7	<p>6. 場外運搬        6-1 (場外運搬ルート)        場外運搬の往路・復路は、規定のルートを走行するものとする。        場外運搬ルートとなる市町村には事前に周知しておくこととする。        場外運搬ルートを図4-4に示す。</p> <p>図 場外運搬ルート</p>	新たな受入先までの運搬ルートを加える。（場外運搬ルート図を追加する。）
4-9	<p>7-1 (場内運搬ルート)        撤去現場内の運搬ルートは、「§ 1. 全体管理マニュアル 図1-3 場内施設配置図」に示す。</p> <p>図 場内運搬フロー図</p>	廃棄物選別ヤードの設置に伴い整理する。

§ 5. 作業環境・安全対策マニュアル

頁	修 正 部 分	修 正 骨 子 案
5-1 ~	3. 測定内容と実施方法  作業環境測定の実施内容	廃棄物選別ヤードの設置に伴い、関係部分を整理する。

§ 7. 環境保全管理マニュアル

頁	修 正 部 分	修 正 骨 子 案
7-6	4. 環境モニタリングの手順と調査計画  別紙-1 環境モニタリングの概要 2. 生物影響調査	調査の実施内容にあわせて整理する。

§ 8. 緊急時対応マニュアル

頁	修 正 部 分	修 正 骨 子 案
8-14 8-15 8-17	3. 緊急時の対応  連絡体制表A 連絡体制表B 緊急時連絡先一覧表	新たな受入先までの運搬ルートに関する機関を加える。 市町村の新設合併・編入合併に伴い整理する。

田 収 発 第 7 2 号  
平成 17 年 1 月 12 日

青森県特別対策局県境再生対策室長殿

田子町長 中村 隆一



### 一次撤去運搬時間等運用要請書

#### 要請する運用項目

廃棄物一次撤去マニュアルに規定する運搬マニュアルの運搬時間において、国道104号線の運搬時間が「原則午前9時以降」としていることにつき、状況等を勘案のうえ弾力的に運用して頂きたいこと。

#### 趣旨及び理由

廃棄物一次撤去マニュアル策定時においては、当町から生徒の通学時間帯に通行を避けることを要望し、その旨を勘案して頂いたところです。しかしながら一次撤去が開始され1ヶ月を経過した中で、運搬を委託された事業者から、県道181号線の通行や場内運搬積込などにおいて運搬車両が相互交錯しない等の措置のため、国道104号線の運搬時間を生徒の通学等に支障のない範囲で早めることができないかの要請が全体工程会議などにおいてありました。

このような中で、児童生徒の登校時間は田子町内の小中学校で午前7時50分、県立田子高等学校では8時30分までとなっており、また通勤車両もほぼ午前8時30分には少なくなっている実態にあります。

このため、廃棄物一次撤去マニュアルに規定する運搬マニュアルの運搬時間において、国道104号線の運搬時間が「原則午前9時以降」としていることにつき、状況等により弾力的に午前8時30分に運行を開始することも認めて頂くよう要請するものです。

